

# 第50回議会運営委員会記録

令和5年6月19日

【開催日】 令和5年6月19日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後4時15分～午後4時46分

【出席委員】

委員長	大井 淳 一 朗	副委員長	宮 本 政 志
委員	伊 場 勇	委員	笹 木 慶 之
委員	森 山 喜 久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高 松 秀 樹	副議長	中 村 博 行
----	---------	-----	---------

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局 長	河 口 修 司	事務局 次 長	中 村 潤 之 介
議事係 長	山 田 寿 実 子	議事係 主 任	岡 田 靖 仁

【審査内容】

- 1 山陽小野田市自治基本条例の改正に伴う関係議員提案条例の整理に関する条例の制定について
- 2 議事日程の変更について
- 3 閉会中の調査事項について
- 4 その他

---

午後4時15分 開会

---

大井淳一郎委員長 それでは、ただいまより第50回議会運営委員会を開会いたします。お手元にあります付議事項に従って進めてまいります。まず1点目、山陽小野田市自治基本条例の改正に伴う関係議員提案条例の整理に関する条例の制定について、資料1のとおりでございますが、こち

らについて説明を求めます。

岡田議会事務局議事係主任　それでは付議事項1、山陽小野田市自治基本条例の改正に伴う関係議員提案条例の整理に関する条例の制定について御説明します。資料1を御覧ください。6月9日の議会運営委員会におきまして、改正案の内容及び提案形式をお決めいただきましたので、そのとおりに体裁を整えました。議案については、委員会提出議案の形に整えたこと以外に大きな変更点はございません。参考資料である新旧対照表については、このたびの議案は1条で構成され、各号ごとに1の条例を改正していることから、括弧内の文言を「第1号関係」、「第2号関係」に修正しております。また、改正の理由については、当初議論していただいたとおり、山陽小野田市自治基本条例の一部改正に伴うもので、関係条例のうち議会側から提案した条例についての所要の改正としております。この内容に御異議がなければ、上程することを決定していただきたく存じます。なお、委員会提出議案は、3月定例会を除き、本会議最終日に上程することが通例であり、原則として委員会に付託されることなく即決するものであることを申し添えます。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

大井淳一郎委員長　説明がございました。これにつきまして、特に問題なければこの資料1のとおりでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）こちらを上程させていただきます。それでは、それを踏まえた議事日程の変更です。

岡田議会事務局議事係主任　付議事項2、議事日程案の変更について御説明します。これは、付議事項1を踏まえた変更です。6月27日の議事日程中、付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決の次に、委員会提出議案1件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決を加えております。

大井淳一郎委員長 これにつきまして、皆さんよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは予定どおり委員会提出議案ということで上程させていただきます。それでは付議事項3点目、閉会中の調査事項についてです。

岡田議会事務局議事係主任 付議事項3、閉会中の調査事項につきましては、前回と同様の形でお示ししております。皆様の御異議がなければこのままとさせていただきたいと考えます。また今後につきましても本事項については、委員の皆様から個別に変更の申出がなければこのままの形で更新させていただきたく存じますので、御審査のほど、よろしく願いいたします。

大井淳一郎委員長 これにつきまして、皆さんよろしいですか。（発言する者あり）ではこちらでいきたいと思います。それでは4点目、その他でございしますが（1）9月定例会の日程案についての説明をお願いします。

山田議会事務局議事係長 資料2、令和5年第3回（9月）定例会日程案を御覧ください。令和5年9月5日火曜日から27日水曜日までの23日間を会期として御提案します。詳細を御説明します。本会議初日は9月5日火曜日です。そのため、その1週間前の8月29日火曜日が告示日、30日水曜日正午が一般質問通告締切り、31日木曜日が議会運営委員会となります。9月6日水曜日から8日金曜日まで各委員会、分科会を開催としております。9日土曜日及び10日日曜日は休会、11日月曜日は、委員会予備日としております。16日土曜日、17日日曜日及び祝日である18日月曜日を除いた12日火曜日から19日火曜日までの5日間を一般質問としております。20日水曜日及び21日木曜日は休会、22日金曜日は一般会計全体会とし、23日土曜日及び24日日曜日は休会、25日月曜日及び26日火曜日は議事整理のため休会としております。本会議最終日は27日、水曜日としております。

大井淳一郎委員長 ただいま、9月定例会日程案について説明がございました。

こちらについて、皆さんで確認したいことなどございましたら、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）こちらの予定ということで、各議員に周知をお願いしたいと思えます。それでは、続きまして（2）令和5年4月12、13日開催の意見交換会で聴取したモニター意見についてということで、資料3になります。モニターからの意見ということで、広聴委員会から回ってきたということになります。読み上げますと、「本議会中の議員の私語が気になる。また議会はイエスマンであってはならない。もっと議員間で議論すべきではないか。」2点目が、「市長が答弁しないことが習慣になってきている。市長は答弁しない。それで副市長が答弁する。それで、市議のほうは根負けしたら、山陽小野田市の議会運営では市長が答弁しないのは不思議な事である。」原文のままで読みましたが、これについて、モニターから意見が出ておりますが、どのように対応しましょうか。

伊場勇委員 このモニターからの意見について、どういった取扱いをするんですか。回答を出すなど、その辺はどうですか。

大井淳一郎委員長 これまでモニターから意見があって、議会運営委員会で対応すべきことについては、何らかのルールをつくったり、取決めをしたりしたことがあります。今回、特にそういうことがなければ、形式的ですが、「貴重な御意見として承ります」という回答にしかならないのかなと思っております。「議員間で議論すべきではないか」ということですが、これは議会基本条例の自由討議ということで、各委員会等において、全ての議案ではありませんが、内容によっては自由討議を充実させるべきではないかということがあろうかと思えます。過去にも議会運営委員会主催で、議員研修会という形で、議員間討議についての研修をしてきたところでございます。身になっているかどうかは置いて、そのような研修というのは、またこれからも定期的にやっけていかなくてはいけないと思っております。また、市長が答弁しないということにつき

ましては、皆さん御承知のとおり、答弁については委任することができるということで、必ずしも市長が答弁しないといけないというルールではありません。市長が答弁すべきときは、答弁しておりますので、市長が全然答弁しないというのは、必ずしもそうではないと。とにかく、議員の力量にもよると思っております。これまでも同様な意見がありまして、そのような意見が出ていたと記憶しております。何か議会運営委員会で、決めておかなければいけないものなどあれば、そのようにしますが、いかがいたしましょうか。

笹木慶之委員 「貴重な意見として承っておきます」という形でとどめておくべきではないかと思えます。

大井淳一郎委員長 そのように、笹木委員からありましたが、2件ともそのような回答をして、広聴特別委員会にお返しするということでよろしいですかね。

高松秀樹議長 まず、最初は、「本会議中の議員の私語が気になる」と。これは事実だったんだろうと思えます。次、「議会はイエスマンであってはならない。もっと議員間での議論をすべきではないか」というのは、私には意味がよく分からないんです。皆さんはどういう意味で今の回答を出されるんですか。そもそも本会議場で議員間の議論はありませんから。議員同士が行うのは、委員長報告に対しての質疑、それに対する答弁だけで、議論は行われません。「イエスマンであってはならない」という意味が分からない。誰に対してイエスマンなのか。だからそれをそのまま回答するのはおかしいんじゃないのかなと思えます。するのであれば、そこの説明をして、議会とはこういうものですよと言って、回答しなければいけないんじゃないのかなと思えます。

笹木慶之委員 今、議長が言われたけど、これは本会議中だけを言っているわけではないんじゃないか。最後の、「議員間での議論」というのは、そ

うというのが議会はイエスマンであってはならないということなんです。

高松秀樹議長 もちろん、そういう可能性もあるんです。ということは、その疑念が生じるということは、意見交換会で、広聴特別委員がしっかり聞いていないんですよ。そういうことでしょう。だから、まずそこは広聴特別委員会の中でしっかり、どういう意味合いか聞いてくれないといけません。それを議会運営委員会に持ってこられても説明できないですよということだと思います。

大井淳一郎委員長 意見がこうやって上がってくるんですが、広聴特別委員会の中で、これらはどういう意味なのかということで聞いて、中継を見る限り、うまく説明できてないところもあります。私は、笹木委員と同じように、本会議にかかってなくて、一般論として言ったのかなと思ったわけですが、確かに今議長が言われたように、意図がちょっと分かりにくいですよ。今、議長の御指摘もありましたので、その下のものも含めて、広聴特別委員会に差し戻して、意図を確認しましょう。私も、取りあえず回答しておこう、みたいな感じで、申し訳なかったです。続きまして、（３）全員協議会の開催日について。

山田議会事務局議事係長 議運決定事項の報告のため、６月２７日火曜日、午前９時３０分から全員協議会を開催したいと考えております。

大井淳一郎委員長 これについてはよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）  
それではその他のその他なんです、議長からお願いします。

高松秀樹議長 私から、議会運営委員会で確認したいことが３点あります。まず、今回一般質問が３日間ありましたが、複数の議員においては、一般質問で資料をたくさんお出しになって、資料の説明が全くない状況がありました。我々は言論の府にいますので、基本的に言論で一般質問すべきです。資料については、補完するという意味で提示されております。

提示されるのであれば、しっかり資料の中に踏み込んでいかないと、ただ出しただけでは非常に困ると思います。議員によっては、見ておいてくださいと言われた方もいましたけど、そういうのは今後やめるように、議運の中でしっかり確認をしていただきたいと思います。まずこれが1点目です。一つずつ行きましょう。

大井淳一郎委員長 今、議長からお話がありました。資料の説明とか活用とかを十分していないのではないかということがあろうかと思います。これについてですが、議会運営委員会として取決めをしておいたほうがいいんじゃないかということです。改めて、資料をたくさん出した割には触れなかったということや、あとで資料見ておいてくださいということがあったのではないかということですが、これについて、皆さん何かありますか。

宮本政志副委員長 今回の私も一般質問を見ていましたが、今議長がおっしゃったことはごもつともで、私も違和感を持ったんです。六、七枚の資料が出てきて、先ほど議長がおっしゃったように、一般質問を補完するために使われてないものがありました。中には後ほど御覧くださいというものもありました。その資料を出す時点で、事務局の負担は非常に大きくなります。9月定例会の一般質問までにすることは、二つかな。つまりきちんとここでルールを決める。それと議員にこういうふうに注意してくださいと促す。促しても是正されないと思うので、9月の一般質問までには、議会運営委員会で、ルールをある程度決めていったほうがいいと思いますね。

高松秀樹議長 副委員長からは、丁寧にルールを決めたほうがいいと、お話ししていただいたんですが、これはそもそもルールなんです。つまり資料提出の際のルールなんで、ここできちんと確認をしていただければ、9月の一般質問の際に、事務局に資料を持ってきた際に事務局も一言言えるし、もちろん、議会運営委員会の報告の中でこういう確認を取りま



したということでもいいのかなという気はしています。

大井淳一郎委員長 議長が言われるように、今言われた御指摘については、確認が取れば、27日の全員協議会の中で報告はしようと思っております。

宮本政志副委員長 議運で報告すると。それで例えば、議員が資料をたくさん持ってきたときは、どういうふうに使われるかと事務局が確認するんですか。それとも、もうそれはせずに、議運決定を報告したんだから後はもう議員にお任せするという流れでいくのですか。もしそうなら、ルールを守らない可能性もあるということだよな。

大井淳一郎委員長 ルールというか、議運としてできることとして、今御指摘があったところは伝えようと思います。事務局から何かありますか。

河口議会事務局長 今のお話の中で言いますと、議長からもありましたように、資料を出されたときに、「これは全て利用される資料でございますね」という確認はできると思います。それぐらいしかできないと。中身については、いちいち聞けないと思います。

伊場勇委員 それと、すごく見にくい資料が出てくる場合があるじゃないですか。何かのコピーで、上の部分は関係するけど下は全然関係しなくて、そこには触れないなどあります。加工したり、その資料を自分で打ち込んだりすれば、それも資料になるし、それは議員側の努力だと思うんです。自分の一般質問をより充実させようと思って資料を出しているわけですから、その辺も努力していただきたいというのはかねてから思っていたことなんです。この際、どうかなと思って言いました。市民の方が見ているわけですから、議員は、市民が分かりやすいように努力するべきだと思います。もう少し加えていただきたいなと思います。

大井淳一郎委員長 そのとおりだと思います。ただ、加工については、もともとの原文のままでないと、加工具合によってはいろいろと抵触することもあるので、それも含めて、議員は分かりやすい資料を作成することが必要ですよ。この点については、取りあえず6月27日の全員協議会の中で、資料については、必要最小限にとどめて、十分な説明と活用に努めることぐらいとしか言いようがないかもしれません。そういったことは報告しようかと思うんです。それで守る、守らないのは議員次第になりますよね。

高松秀樹議長 委員長、そこは勘違いされている人がいると思うんですよ。一般質問は、あくまでも言論によるべきなんです。資料は補完をすべきものなんです。それはやっぱり、はっきり報告されるなら報告していただきたいと思います。それが理解できれば、資料もおのずから精査されたものが出てくると思います。

大井淳一郎委員長 分かりました。

宮本政志副委員長 今度委員長が資料の件を説明されるので、事務局、参考までに聞きます。例えば、国とか県とか市とかのホームページから資料を抜粋して、それを参照するとき、例えば、「市のホームページより」など、丁寧に記載している議員もおられました。ちなみに私は、今回の資料を市のホームページから取ったんだけど、それを入れてなかったわけよね。本来はそういう統一したほうがいいかなと思うんだけど、書いたほうがいいですか。事務局の見解はどうなんですか。

岡田議会事務局議事係主任 副委員長に御指摘いただきましたように、出展元については記載していただく必要があると考えております。つけ加えて、例えば、資料恵与等によりまして、一般市民にも周知されているものにつきましては、既に公表されたものでございますので、必ずしも出展元の記載は、著作権法上などの観点からは必要とは思いません。た

だ、議長もおっしゃったように、言論を原則として、その言論を補完するものであることを鑑みますと、どのような資料も出展元を明記していただいたほうが市民の目にも分かりやすいものかとは考えます。

大井淳一郎委員長 そのほか、この点についてはよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）議長、2点目をお願いします。

高松秀樹議長 確認事項の2点目です。一般質問の際に、一般質問される議員側が、つい、「聞き取りの際は」というようなことを言われます。これは言ってはいけない言葉だと私は理解しております。議会運営委員会の皆さんが、そうだなということがあれば、事務局から、今回そういう言葉を発した議員に対しては、こういう理由で駄目ですよとってもらう程度でいいのではないかなと思いますが、いかがですか。

大井淳一郎委員長 そうですね。それが誰かというのは思い出せませんが、「聞き取りの際は」とか、「すり合わせ」とか、そういう言葉を使う場合もありましたね。。議長の言われるとおりで、事務局で対応していただけますかね。

河口議会事務局長 では、そういう対応をさせていただこうと思います。

大井淳一郎委員長 3点目をお願いします

高松秀樹議長 3点目ですね。次は、先ほど執行部から申入れがありました。一般質問の聞き取りの際に、本人以外も入られて、聞き取りをされている人が複数名いらっしゃる。できればそれは控えていただきたいという話です。話を深く聞いてみると、同席されるのは結構だが、同行者も含めていろいろ質問するなど、聞き取りに応じないでほしいという申出がありましたのでここでお伝えをしておきます。

大井淳一郎委員長 では、今の3点目については、引き続き協議するという  
ことで、4点目お願いします。

高松秀樹議長 最後に、委員会または本会議での休憩中における傍聴者の発言  
の取締りについて、政治倫理審査会でもそういう事例があったようです。  
具体的に言うと、委員会または政治倫理審査会で、休憩中に、傍聴者が  
発言をすると。そのときに議員側から、何で傍聴者が発言するんだとい  
う話があったと事務局から聞いております。その場合はどうすべきかと  
いうところをしっかりと決めておいたほうが——決める必要ないんですけ  
ど、決めておいたほうがいいということなんで、ここで皆さんの意見を  
聞いて、議会としての立場を明確にしておいたほうがいいかなと思って  
います。

大井淳一郎委員長 休憩中の傍聴者の発言ですよ。これについてどうするか  
ということなんですが、当然開会中は静粛にと禁止事項にありますので、  
そこは発言できないとは思いますが。今議長が言われた、休憩中に発言を  
すると。例えば、こういうふうにしたらどうかとアドバイスのことも  
含めて、傍聴人が話すことは、今回の事例以外にもありました。そうい  
う場合に、発言を抑止できるのかということですね。

宮本政志副委員長 例えば、委員会の休憩中に、傍聴席のほうから発言があっ  
たときに、それを制止するなど、注意を促すという権限が、休憩中でも、  
委員長にその権限があるのかどうかということ。それと委員会室に傍聴  
者がいて、休憩中に、委員会室での発言というのと、例えば、全然違う  
場所に行ってから、傍聴者がその委員に対して何か言うこと。これも休  
憩中の発言と解釈できるんで。本会議であれば議長、委員会であれば委  
員長に権限があるんであれば、あとは委員長の権限で、委員長が裁くこ  
とと思うんですけどね。

中村議会事務局次長 まず1点目です。まず、結論としては会の長に、休憩中

は取締りというか、整理する権限はないです。とはいえ、「運営の実際」の本を見ると、休憩中でも傍聴人は静粛にすることが必要であるという書きぶりになっています。だから、騒いでも取り締まる権限はないけど、傍聴人は、本会議が傍聴規則、委員会が傍聴規程、それを守る義務があるようになっていきますので、当然のごとく守っていただかないといけないということ。静粛であるということで、それが、またこれも書きぶりでしたけど、例えば、開会から閉会宣言に至るまで、そうあるべきということでした。とはいえ、会長としては、権限はない。傍聴は守らないといけない。2点目、外の話ですけど、委員会室の外に出て通路とかになると庁舎管理のほうになるんじゃないかなと思います。

高松秀樹議長 今、事務局が多少見解を述べられましたけど、そこで疑義が生じるのは、そもそも傍聴人というのは、例えば委員会開会中、本会議開会中は傍聴、いわゆる傍らで聴くと。でも休憩になると、既に傍聴人じゃないんじゃないのかなとか、そういう疑問は浮かんでくるんですよ。それと委員長及び議長が、委員長は委員会室ですよ。これは委員長の秩序保持権を開会中は行使できると。しかしながら、閉会中は秩序保持権を行使できないというところで、僕はいわゆる、放置と言うとおかしいんですけど、取り締まることができない。そこで取り締まるのは、この庁舎管理の規定のみかなと理解しております。結論から言うと、休憩中に傍聴人が発言しても制止できないんじゃないかと思っています。（「そうなるのか」と発言する者あり）

大井淳一郎委員長 そうですね、制止はできないと思います。程度問題ですよ。大声で騒いで暴れるとなると権限がある。そこはね、ただ普通にこのペースで話されるのは、議長の言われる制止はできないかなと思うんですけどね。この問題は、いろいろな可能性がありますよね。この廊下が、委員会室の外と言っているのかということもありますし、委員長だったら、休憩中は全く私人になるかということそうではなくて、休憩中に委員長が殴られたら公務執行妨害という刑法犯であります。休憩中という

のが、必ずしも委員長でなくなるわけではないのと同様、休憩中だったら傍聴人でなくなるのかというのは、これも争いあるかもしれないので、その辺も皆さん調べていただいて、また議論していきましょう。

中村議会事務局次長 過去、一度出したことがあるかもしれませんが、横浜市などは傍聴規則にはっきりと休憩中とか、閉会中とかを入れて、そのときも静粛にするようにというのを既にうたい込んでいるところがあります。令和2年ぐらいに改正されたものと思いますので、その辺りも参考にさせていただけたらと思います。

大井淳一郎委員長 そのほか皆さんよろしいですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）副議長もよろしいですか。（うなづく者あり）事務局もよろしいですね。（うなづく者あり）それでは以上をもちまして、第50回議会運営委員会を閉じます。お疲れさまでした。

---

午後4時46分 散会

---

令和5年（2023年）6月19日

議会運営委員長 大井 淳一郎